

	3 道路公社に関すること。						
	4 道路の建設に関すること（道路の新設及び改良に関するに限る。ただし、交通安全施設の整備に関するものを除く。）。						
	5 市町村道に関すること（道路保全課の分掌事務に係るものを除く。）。			1 市町村国庫補助工事の完了の認定をすること。			
	6 道路都市局長に関すること。						
道路保全課	1 道路の管理に関すること。	1 県道の路線の認定、変更及び廃止を行うこと。		1 道路法（昭和27年法律第180号）第19条の規定により県界地に係る道路の管理の方法を定め、同法第54条の規定によりその費用負担の方法を定めること。 2 同法第20条	1 道路法第18条の規定により道路の区域の決定、区域の変更及び供用を開始を行うこと並びにそれらに伴う告示に関すること。		

の規定により兼用工作物の管理の方法を定め、同法第55条の規定によりその費用の負担の方法を定めること。

3 同法第21条の規定により他の工作物の管理者に対する工事施行命令を行い、同法第60条の規定によりその費用負担額を決定すること。

4 同法第37条の規定により道路占用の禁止又は制限区域の指定を行うこと。

5 同法第44条の規定により沿道区域の指

					<p>定を行うこと。</p> <p>6 同法第48条の2の規定により自動車専用道路の指定を行うこと。</p> <p>7 同法第48条の7の規定により自転車専用道路等の指定を行うこと。</p> <p>8 同法第71条第2項の規定により監督処分を行うこと。</p> <p>9 同法第71条第4項の規定により道路監理員の任免を行うこと。</p> <p>10 同法第94条の規定により不用物件の返還を行うこと。</p> <p>11 車輛制限令（昭和</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--

					36年政令第265号)の施行に関する道路の指定を行うこと。 12 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条の規定により電線共同溝を整備すべき道路の指定を行うこと。			
		2 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)に関すること。	1 同法第3条第3項の規定により協議に応じ、又は同意を行うこと。 2 同法第16条の規定により同意を行うこと。		1 同法第8条第3項の規定により意見を決定し、又は同意を行うこと。 2 同法第17条の規定により意見を決定し、又は同意を行うこと。			

<p>3 軌道に関すること。</p>			<p>1 軌道法の規定による主務大臣の職権を都道府県知事に委任する政令（昭和28年政令第257号）に基づく認可を行うこと。</p>			
<p>4 道路運送法（昭和26年法律第183号）に関すること。</p>			<p>1 同法第91条の規定による道路管理者の意見を決定すること。</p>			
<p>5 道路の美化に関すること。</p>						
<p>6 国有財産に関すること（道路法の道路敷及び法定外公共物の里道に限る。）。</p>						
<p>7 道路の維持に関すること。</p>			<p>1 道路法第46条第1項の規定により異常時等における通行規制区間の指定を行うこと。</p>	<p>1 道路パトロール実施計画を決定すること。 2 道路通行規制の報告に関すること。</p>		

	8 道路の建設に関すること（道路整備課の分掌事務に係るものを除く。）。						
	9 市町村道に関すること（交通安全施設等の整備に関するに限る。）。			1 市町村国庫補助工事の完了の認定をすること。			
	10 道路の環境整備に関すること。						
都市計画課	1 都市計画に関すること。	1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定に基づき、都市計画区域の指定等を行うこと。 2 同法第18条の規定に基づき、都市計画を決定すること。 3 同法第18条第3項の規定に基づき、国土交通大臣の同意を		1 同法第18条第3項の規定に基づき、国土交通大臣の同意を得るため国土交通省に協議をすること。 2 同法第19条第3項の規定に基づき、市町村の都市計画に同意するためその協議を審査をすること。 3 同法第24条第5項	1 風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条の規定に基づき建築等の許可をすること。 2 同条例第5条の規定に基づき、立入検査をすること。 3 同条例第6条の規定に基づき、風致地区内における行為について助言又は勸		

		<p>得ること（同法第21条第2項で準用する場合を含む。）。  4 同法第19条第3項の規定に基づき、市町村の都市計画に同意すること。  5 同法第21条第1項の規定に基づき、都市計画の変更をすること。  6 同法第24条第7項の規定に基づき、関係機関の長に対して、国土計画若しくは地方計画又は国の計画の策定又は変更について出ること。</p>		<p>の規定に基づき、市町村に対して都市計画の決定又は変更のための措置を求めること。  4 同法第53条の規定に基づき、建築を許可すること。  5 同法第55条の規定に基づき、都市計画施設の区域内の土地で建築の許可をしないことができる区域を指定すること。  6 同法第59条第1項の規定に基づき、市町村の都市計画事業を認可すること。  7 同法第59条第5項の規定</p>	<p>告すること。  4 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加進の促進に関する条例第18条第1項の規定に基づき、必要な指導及び助言をすること。  5 同条例第18条第2項の規定に基づき、必要な指示をすること。  6 同条例第19条の規定に基づき、協議を受けること。  7 同条例第20条の規定に基づき、協議を行うべきことを勧告すること。</p>		
--	--	---	--	--	--	--	--

					<p>に基づき、国の機関、都道府県及び市町村以外の者の都市計画事業を認可すること。</p> <p>8 同法第63条第1項の規定に基づき、事業計画の変更を認可すること。</p> <p>9 同法第81条及び風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年熊本県条例第14号）第7条の規定に基づく監督処分をすること（執行を除く。）。</p> <p>10 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--



			号) 第13条に規定する都市計画の軽易な変更をすること。			
	2 街路事業に関すること。					
	3 土地区画整理事業に関すること。	1 土地区画整理事業法(昭和29年法律第119号)第4条の規定に基づき、個人施行者の土地区画整理事業の施行を認可すること。 2 同法第14条の規定に基づき、組合の設立を認可すること。 3 同法第20条第3項の規定に基づき、意見書を審査し、認可を申請した者に対し事業に必要な		1 同法第10条第1項の規定に基づき、個人施行者の規約又は事業計画の変更を認可すること。 2 同法第11条第3項の規定に基づき、1人で施行する土地区画整理事業が数人共同して施行する土地区画整理事業となつた場合において、規約について認可すること。 3 同法第13条第1項の規定	1 同法第20条第1項の規定に基づき、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長に、事業計画を公衆の縦覧に供させること(同法第39条第2項の規定において準用する場合を含む。) 2 同法第29条第1項の規定に基づき、理事の氏名及び住所の届出を受理すること。 3 同法第55条第1項の規定に基づき、	

		<p>修正を 加える ことを 命じ、 又は意 見書に 係る意 見を採 択する 必要を 認めな い旨を 意見書 を提出 した者 に通知 すること。 4 同法 第52条 第1項 及び第 66条第 1項の 規定に 基づ き、施 行規程 及び事 業計画 を定め、 又は事 業計画 において 定める 設計の 概要に ついて 国土交 通大臣 の認可 を受け、 若しくは 市町村 若しくは 市町村 長に認 可すること。 5 同法 第55条 第4項</p>	<p>に基 づく き、土 地区 画整 理業 の廃 止又 は終 了に つ いて 認 可 す る こ と。 4 同法 第39 条第 1項 の規 定に 基 づく き、組 合の 定 款又 は事 業計 画の 変 更を 認 可 す る こ と。 5 同法 第39 条第 2項 の規 定に 基 づく き、意 見書 を 審 査し、 認 可を 申 請し た者 に 対 し 事 業計 画に 必 要な 修 正を 加 え る こ とを 命 じ、 又 は 意 見書 に 係 る 意 見 を 採 択 す る 必 要 を 認 め な い 旨 を 提 出 し た 者 に 通 知 す る こ と。</p>	<p>事業計 画を縦 覧に供 するこ と。 4 同法 第55 条第 1項 の規 定に 基 づく き、 市町 村の 事業 計画 を受 理す ること。 5 同法 第69 条第 1項 の規 定に 基 づく き、 施行 規程 及び 事業 計画 を縦 覧に 供 する こ と。 6 同法 第69 条第 1項 の規 定に 基 づく き、 市町 村の 施行 規程 及び 事業 計画 を受 理す ること。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

		<p>の規定に基づき、熊本市計画審議会の議により、県の事業について修正を加え、又は意見を提出した者通知すること。</p> <p>6 同法第 69 条第 4 項の規定に基づき、熊本市計画審議会の議により、県の施行規程及び事業について修正を加え、又は意見を提出した者通知すること。</p>		<p>と。</p> <p>6 同法第 41 条第 4 項の規定に基づき、組合の徴収する賦課金の滞納処分を認可すること。</p> <p>7 同法第 45 条第 2 項の規定に基づき、組合の解散を認可すること。</p> <p>8 同法第 49 条の規定に基づき、組合の決算報告を承認すること。</p> <p>9 同法第 55 条第 4 項の規定に基づき、熊本市計画審議会の議により、市町村の事業について修正を加え、又は意</p>				
--	--	--	--	--	--	--	--	--

					見書 を提出 した者 に通知 すること。 10 同法 第55条 第12項 及び第 69条第 12項の 規定に 基づき、 事業計 画にお いて定 める設 計の概 要の変 更につ いて、 国土交 通大臣 の認可 を受け、 又は市 町村若 しくは 市町村 長に対 し認可 すること。 11 同法 第69条 第4項 の規定 に基づ き、熊 本県都 市計画 審議会 の議に より、 市町村 の施行 規程及 び事業 計画に ついて 修正を 加える こと			
--	--	--	--	--	---	--	--	--

					命じ、又は意見書を提出した者に通知すること。 12 同法第76条第4項の規定に基づき、同条第1項及び第3項の規定に違反した者に対し、土地の原状回復等を命じること。 13 同法第86条第1項の規定に基づき、換地計画を定め、又は換地計画を認可すること。 14 同法第97条第1項の規定に基づき、換地計画の変更について認可すること。 15 同法第123			
--	--	--	--	--	---	--	--	--

					条の規定に基づき、個人、施行者、組合、市町村、又は市町村長に対し、報告等の提出を求め、又は勸告等を行うこと。			
					16 同法第124条の規定に基づき、個人、施行者の施行する土地区画整理事業について監督すること。			
					17 同法第125条の規定に基づき、組合の施行する土地区画整理事業について、監督すること。			

	<p>4 市街地再開発事業に関すること。</p>	<p>1 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定に基づき、組合の設立を認可すること。</p> <p>2 同法第16条第3項の規定に基づき、意見書を審査し、認可を申請した者に対し事業計画に必要な修正を命じ、又は意見に係る意見採択を認めない旨を提出した者に通知すること（同法第53条第2項の規定において準用する場合を</p>		<p>1 同法第38条第1項の規定に基づき、定款又は事業計画の変更を認可すること。</p> <p>2 同法第38条第2項の規定に基づき、意見書を審査し、認可を申請した者に対し事業計画に必要な修正を命じ、又は意見に係る意見採択を認めない旨を提出した者に通知すること。</p> <p>3 同法第41条第3項の規定に基づき、組合の徴収賦課金の滞</p>	<p>1 同法第16条第1項の規定に基づき、施行地となるべき区域を管轄する市町村長に、事業計画を公衆の縦覧に供させること（同法第38条第2項の規定において準用する場合を含む。）。</p> <p>2 同法第28条第1項の規定に基づき、理事長の氏名及び住所の届出を受理すること。</p> <p>3 同法第53条第1項の規定に基づき、事業計画を縦覧に供すること（同法第56条の規定において準用場合を含む。）。</p>		
--	--------------------------	--	--	---	---	--	--

		<p>含 む。)。 3 同法 第51条 第1項 の規 定に 基 づ き、 施 行 規 程 及 び 事 業 計 画 を 定 め、 又 は 事 業 計 画 に お い て る 設 計 の 概 要 に つ い て 国 土 交 通 大 臣 の 認 可 を 受 け、 若 し く は 市 町 村 に 対 し 認 可 す る こ と （同 法 第 56 条 の 規 定 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む。）。 4 同法 第57条 第4項 の規 定に 基 づ き、 市 街 地 再 審 査 会 の 委 員 を 任 免 す る こ と。 5 同法 第112 条の 規 定に 基</p>		<p>納 処 分 を 認 可 す る こ と。 4 同法 第45条 第3項 の規 定に 基 づ き、 組 合 の 解 散 を 認 可 す る こ と。 5 同法 第49条 の規 定に 基 づ き、 組 合 の 決 算 報 告 を 承 認 す る こ と。 6 同法 第60条 第1項 の規 定に 基 づ き、 他 人 の 占 有 す る 土 地 に 測 量 等 の た め に 立 ち 入 り、 又 は 立 ち 入 り を 許 可 す る こ と。 7 同法 第61条 第1項 の規 定に 基 づ き、 障 害 物 の 伐 除 及 び 土 地 の 試 掘 等 に つ い て、 許 可 す</p>	<p>4 同法 第83条 第1項 の規 定に 基 づ き、 権 利 変 換 計 画 を 縦 覧 に 供 す る こ と。 5 同法 第66条 第1項 の規 定に 基 づ き、 土 地 の 形 質 の 変 更 又 は 建 築 物 そ の 他 の 工 作 物 の 新 築 等 を 許 可 す る こ と。</p>			
--	--	---	--	--	--	--	--	--



			づき、 組合の 事業代 行開始 を決定 すること。 6 同法 第 114 条の規 定に基 づき、 市町、 村協 議し て、当 該市町 村長を 代行者 に定め ること。		ること。 8 同法 第 66 条 第 4 項 の規定 に基づ き、同 条第 1 項及び 第 3 項 の規定 に違反 した者 に対し 、土地 の原状 回復等 を命じ ること。 9 同法 第 72 条 第 1 項 の規定 に基づ き、国 土交通 大臣の 認可を 受け て、権 利変換 計画を 定め、 又は組 合若し くは市 町村に 対し認 可する こと。 10 同法 第 83 条 第 3 項 の規定 に基づ き、市 街地再 開発審 査会 の議 により 、意見 書を 審査			
--	--	--	--	--	---	--	--	--

					し、権 利変換 計画に 必要な 修正を 加え、 又は意 見書に 係る意 見採 択する 必要を 認めな い旨を 意見書 を提出 した者 に通知 すること。 11 同法 第111 条の規 定に基 づき、 施行建 築敷地 に地上 権が設 定され ないも のとし て権利 変換計 画を定 めるこ と。 12 同法 第124 条の規 定に基 づき、 市町村 又は組 合に対 し、報 告等の 提出を 求め、 又勸告 等をし ること。 13 同法 第125			
--	--	--	--	--	---	--	--	--

				条の規定に基づき、組合を組監督すること。 14 同法第126条の規定に基づき、市町村を監督すること。 15 同法第133条の規定に基づき、管理規約を定め、又は市町村若しくは組合の管理規約を認可すること。			
		5 駐車場法（昭和32年法律第106号）の施行に関すること。					
		6 熊本県都市計画審議会に関すること。					
		7 熊本駅周辺整備事務所に関すること。					
		8 景観公園室に関すること。					

		(1) 景観行政、環境緑化及び公園に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。					
		9 鉄道高架推進室に関すること。					
		(1) 熊本駅周辺地域の鉄道施設の高架化及び都市基盤の整備に係る事業の調整及び推進に関すること。					
下水環境課	1 下水道に関すること。			1 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、流域別下水道整備総合計画を定め、又は変更し、国土交通大臣の同意を受けるこ	1 下水道法第2条の2第4項の規定に基づき、流域別下水道整備総合計画を定めようとするとき、関係県及び関係市町村の意見を聴くこと（同法第2条の2第9項		

					と。 2 同法第3条第2項の規定に基づき、関係市町村と協議し、公共下水道の設置等を行うこと。 3 同法第4条の規定に基づき、事業計画及び計画変更を認可すること。 4 同法第25条の3第1項の規定に基づき、事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けること（同法第25条の3第4項において準用する場合を含む。）。 5 同法第26条第2項の規定に基づ	において準用する場合を含む。）。 2 同法第2条の2第7項の規定に基づき、流域別下水道整備総合計画を定めようとするとき、関係県及び関係市町村の意見を聴くこと（同法第2条の2第9項において、準用する場合を含む。）。 3 同法第25条の2第2項の規定に基づき、市町村が流域下水道の設置等を行うことについて協議すること。 4 同法第25条の3第2項の規定に基づき、事業計画を定めよう	
--	--	--	--	--	---	---	--

					<p>き、関係市町村と協議して、都市下水路の設置等を行うこと。</p> <p>6 同法第37条第1項の規定に基づき、公共下水道管理者等に対し、工事又は維持管理に必要を指示すること。</p> <p>7 同法第37条第2項の規定に基づき、都市下水路管理者に対し、当該都市下水路の改善を命ずること。</p> <p>8 同法第37条の2の規定に基づき、構造等の改善又は下水の排除の停止</p>	<p>すると、関係市町村の意見を聴くこと（同法第25条の3第4項において準用する場合を含む。）。</p> <p>5 同法第25条の9の規定に基づき、他の施設等の管理者と協議して、共用の暗渠及び政令で定める物件を設けること。</p> <p>6 同法第25条の10において準用する同法第12条の5の規定に基づき、特定施設等の構造等に関する計画の変更又は特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずること。</p> <p>7 同法</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

					を命ず ること。 9 同法 第 38 条 の 規 定 に 基 づ き、監 督 処 分 等 を 行 う 事 項 (行政 代 執 行 を 除 く。 )。 10 過 疎 地 域 自 立 促 進 特 別 措 置 法 第 15 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、公 共 下 水 道 の 幹 線 管 等 の 設 置 を 行 っ た 事 項	第 25 条 の 10 に お いて 準 用 す る 同 法 第 13 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 排 水 設 備 等 を 立 入 検 査 さ せ る 事 項。 8 同 法 第 25 条 の 10 に お いて 準 用 す る 同 法 第 18 条 の 規 定 に 基 づ き、施 設 を 損 傷 し た 行 為 に よ り 必 要 を 生 じ た 費 用 を 負 担 を さ せ る 事 項。 9 同 法 第 32 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 調 査 等 の た め 他 人 の 土 地 へ の 立 入 り 又 は 一 時 使 用 を す る 事 項。 10 同 法 第 39 条 及 び 第 39 条 の 2 の 規 定 に 基 づ き、公 共 下 水 道	
--	--	--	--	--	---	--	--

					管理者等から報告を徴収すること。		
	2 農業集落排水、漁業集落排水その他集落排水事業に關すること。			1 計画策定に關すること。 2 新規採択地区の申請に關すること。	1 新規採択地区の通知に關すること。 2 地区予算の割り当てに關すること。		
	3 浄化槽に關すること。			1 浄化槽法第57条第1項の規定に基づき指定検査機関を指定すること。 2 熊本県浄化槽保守点検業者の登録に關する条例（昭和60年熊本県条例第43号）第12条第1項の規定に基づき、浄化槽保守点検業者の登録の取消し及び事業の停	1 同条例第2条第1項及び第5条第1項の規定に基づき、浄化槽保守点検業者の登録及び登録の拒否をすること。 2 同条例第6条第1項及び第7条の規定に基づく浄化槽保守点検業者の登録の変更及び廃業等の届出を受理すること。 3 同条例第13条第1項		



					命を止 ずること。	及び第2 項の規定に基 づき、浄 化槽保 守点検 業者に 対して 報告の 徴収及 び立入 検査を すること。		
		4 生活排 水対策の 企画及び 調整に関 すること。	1 熊本 県生活 排水対 策基本 方針の 策定に 関する こと。 2 熊本 県生活 排水処 理施設 整備構 想の策 定に関 すること。		1 水質 汚濁防 止法 (昭和 45年法 律第 138号) 第14条 の7第1 項の規 定に基 づく生 活排水 対策重 点地域 の指定 に関す ること。			
河川 港湾局	河川 課	1 河川に 関するこ と。	1 河川 法(昭 和39年 法律第 167号) 第5条 の規定 に基づ き、2級 河川の 指定を すること。 2 同法 第16条 の規定 に基づ き、河 川整備 基本方 針を決 定をす	1 同法 第16条 の2の 規定に 基づ き、河 川整備 計画の 決定を すること。 2 同法 第22条 の規定 に基づ き、洪 水時等 におけ る緊急 措置を 決定をす	1 同法 第6条 の規定 に基づ き、河 川区域 の指定 をす ること。 2 同法 第23条 に基づ く流水 の占用 (特定 水利使 用を除 く。)の 許可を す ること。 3 同法	1 同法 第17条 の規定 に基づ く堤防 と道路 の兼用 工作物 に係る 管理協 定を公 示する こと。 2 同法 第88条 の規定 に基づ き、許 を受け た者と み なされる者		

	<p>ること。 3 同法第79条の規定に基づく水利使用の国土交通大臣の認可に關すること。 4 同法第53条の規定に基づく渇水時における水利使用の調整について必要あつたは調停に關すること。</p>	<p>と。 3 同法第54条の規定に基づき、河川保全区域の指定をすること。 4 同法第56条の規定に基づき、河川予定地の指定をすること。 5 同法第23条に基づく流水の占用の許可（河川法施行令（昭和40年政令第14号）第2条第3号で定める特定水利使用）をすること。</p>	<p>第55条の規定に基づき、河川保全区域における行為の許可をすること。 4 同法第57条の規定に基づき、河川予定地における行為の許可をすること。 5 同法第75条第2項の規定に基づく監督処分に關すること。 6 同施行令第49条の規定に基づき、公示をすること。</p>	<p>の届出を受理すること。</p>			
<p>2 海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく海岸（国土交通省所管）の保全に關すること。</p>	<p>1 同法に基づく監督に關すること。 2 同法に基づく漁業取消し等に關すること。</p>		<p>1 同法に基づく海岸保全区域の指定をすること。</p>				

		3 同法に基づく海岸保全施設の設備基本計画を決定すること。				
3 公有水面に関すること。	1 公有水面埋立法施行令（大正 11 年勅令第 194 号）第 32 条の規定に基づく認可に係る公有水面埋立の免許をすること。		1 公有水面埋立の免許をすること（同施行令第 32 条の規定に係る免許を除く。）。 2 公有水面埋立のしゅん工認可をすること。	1 公有水面埋立に係る地元市町村長の意見を徴すること。 2 公有水面埋立に係る区域の縮小、設計の概要の変更及びしゅん工の期間の伸長のうち軽易なもの許可をすること。		
4 水防に関すること。	1 水防計画を決定すること。		1 水防管理団体を指定すること。 2 水防警報を行う必要のある河川等を指定すること。			
5 土木災害事務の取りまとめに関すること。			1 災害報告の取りまとめ並びに本省及び			

				<p>関係機 関に対 連する 絡に関 すること。 2 国庫 負担の 申請及 び実施 の認可 に関す ること。 3 災害 現地査 定に関 すること。 4 成功 認定の 承認申 請をす ること。 5 鉾害 復旧事 業に関 すること。 6 鉾害 報告に 関する こと。 7 鉾害 査定に 関する こと。 8 鉾害 復旧事 業の申 請に関 すること。 9 災害 関連事 業の申 請に関 すること。</p>			
		6 河川の 美化に 関する こと。					

<p>7 市房ダム管理所、氷川ダム管理所及び天草地域ダム建設事務所に関すること。</p>						
<p>8 水防協議会に関すること。</p>						
<p>9 河川開発室に関すること。</p>						
<p>(1) 河川開発に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。</p>						
<p>(2) ダムの建設及び維持管理に関すること。</p>	<p>1 河川法第47条の規定に基づき、ダムの操作規程を承認すること。 2 同法第52条の規定に基づきダムの操作について洪水調整のため必要な措置指示をすること。</p>					

	10 河川港湾局長に関すること。						
港湾課	1 港湾に関すること。	<p>1 港湾管理者の設立、廃止を発起すること。</p> <p>2 港湾施設の利用計画を策定すること。</p> <p>3 港湾施設の譲渡及用途廃止を決定すること。</p> <p>4 港湾建設計画を策定すること。</p>	<p>1 港湾区域の変更を決定すること。</p> <p>2 市町村管理港湾の港湾区域の認可及び港湾区域の変更認可をすること。</p>	<p>1 港湾隣接地域を指定すること。</p> <p>2 臨港地区の設定及び区分を指定すること。</p>	<p>1 港湾施設の供用開始を決定すること。</p> <p>2 港湾施設の認定の申請をすること。</p> <p>3 臨港地区内の区分における構築物及び港湾隣接地域内の構築物の規制をすること。</p> <p>4 統計法に基づく統計の調査及び報告をすること。</p>		
	2 海岸法に基づく海岸（国土交通省所管）の保全に関すること。	<p>1 海岸保全計画を策定すること。</p>		<p>1 海岸保全区域の指定をすること。</p> <p>2 同法に基づく監督処分に関すること。</p>			
	3 港湾に係る公有水面に関すること。	<p>1 公有水面埋立法施行令第32条の規定に</p>		<p>1 港湾区域内における公有水面埋立の免</p>	<p>1 港湾区域内における公有水面埋立に係</p>		

		基づくに認可に係る港湾区域内における公有水面埋立の免許をすること。		<p>許をす ること (同施 行令第 32条の 規定に 係る免 許を除 く。)</p> <p>2 港湾 区域内 におけ る公有 水面埋 立のし ゆん工 ゆん工 認可を すこと。</p>	<p>る地元 市町村 長の意 見を徴 すこと。 2 港湾 区域内 におけ る公有 水面埋 立に係 る区域 の縮少、 設計の 概要の 変更及 びしゆ ん工の 期間の 伸長の うち軽 易なも のの許 可をす こと。</p>		
4	港湾災害に関する こと。	1 港湾 災害復 旧計画 を策定 すこと。					
5	港湾区 域内の美 化に関す ること。						
6	港管理 事務所及 び天草空 港管理事 務所に関 すること。						
7	有明海 自動車航 送船組合 に関する こと。	1 有明 海自動車 航送船組 合に関す ること。		1 有明 海自動車 航送船組 合議会の 議員の推 薦をす こと。	1 有明 海自動車 航送船組 合の議 会開催 及び業 務内容 等を告 示す こと。		

砂防課	1 砂防に関すること。		1 砂防法（明治30年法律第29号）第2条に定める砂防設備を要する土地等の指定又は指定の解除に関すること。			
	2 地すべりに関すること。		1 地すべり等防止法第3条及び第4条に定める地すべり防止区域等の指定又は廃止に関すること。 2 同法第9条の規定による地すべり防止工事基本計画を策定すること。	1 同法第11条の規定による工事の設計及び実施計画を承認すること。 2 地すべり等防止法施行令第4条及び第5条の規定による軽易な行為を指定すること。		
	3 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関すること。	1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第8条	1 同法第3条の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定又は廃止をすること。	1 同法第8条の規定による監督処分（同条第2項の代執行を除く。）をすること。		



			第2項及び第10条第4項に基づく監督処分及び改善命令の代執行をすること。		2 同法第9条第3項の規定による勸告をすること。 3 同法第10条の規定により改善命令（同条第4項の代執行を除く。）をすること。 4 同法第13条の規定による急傾斜地崩壊防止工事施行の届出を受理すること。		
	4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の施行に關すること。	1 同法第9条第1項に定める特定開発行為（特定開発行為に該当しない部分も含めた開発行為の総面積が10万平方メートル以上のものに限る。）を許可	1 同法第6条第1項に定める土砂災害警戒区域及び同法第8条第1項に定める土砂災害特別警戒区域の指定又は解除をすること。	1 同法第9条第1項に定める特定開発行為（特定開発行為に該当しない部分も含めた開発行為の総面積が10万平方メートル未満のものに限る。）を許可	1 同法第13条第1項の規定による届出を受理すること。 2 同法第19条の規定により特定開発行為の廃止の届出を受理すること。 3 同法第21条の規定による		

			すること。 2 同法第20条第2項の規定により知事の命令の代執行を行うこと。		すること。 2 同法第13条第2項、第22条及び第25条の規定により助言又は勧告を行うこと。 3 同法第14条に規定する協議に関すること。 4 同法第16条第1項の規定により特定開発行為に係る事項の変更を許可すること。 5 同法第17条第2項の規定により対策工事等の検査を行い、検査済証を交付すること。 6 同法第20条の規定により監督処分（同法第2項によ	立入検査に関すること。 4 同法第22条の規定による報告の徴収等に関すること。	
--	--	--	---	--	---	--	--

					る代執 行を除 く。)を 行うこ と。			
建築 住宅局	建築 課	1 宅地建 物取引業 に関する こと。			1 宅地 建物取 引業法 (昭和 27年法 律第 176号) 第3条 第1項 の規定 に基づ く宅地 建物取 引業者 の免許 に関する こと。 2 同法 第16条 第1項 の規定 に基づ き、宅 地建物 取引主 任者資 格試験 を実施 すること。 3 同法 第22条 の2第2 項の規 定に基 づく、 講習を 指定す ること。 4 同法 第25条 第7項、 第66条 及び第 67条の	1 同法 第9条の 規定に 基づく 宅地建 物取引 業者の 変更の 届出を 受理す ること。 2 同法 第18条 第1項の 規定に 基づく 宅地建 物取引 主任者 の登録 に関する こと。 3 同法 第22条 の2第1 項の規 定に基 づく宅 地建物 取引主 任者証 の交付 等に関 すること。 4 同法 第25条 第6項の 規定に 基づき、 営業保 証金供 託済の 届出を すべき 旨の催 告をす		

				<p>規定に基づき、免許を取り消すこと。</p> <p>5 同法第65条の規定に基づき、指示及び業務の停止を命ずること。</p> <p>6 同法第68条の規定に基づき、宅地建物取引主対し宅地建物取引主としてすべき事務を行うことを禁止すること。</p> <p>7 同法第68条の2の規定に基づき、登録を消除すること。</p>	<p>ること。</p> <p>5 同法第71条の規定に基づき、指導、助言及び勧告をすること。</p> <p>6 同法第72条第1項及び第2項の規定に基づく報告及び立入検査に関すること。</p> <p>7 同法第74条第4項の規定に基づく報告、指導、助言及び勧告に関すること。</p>		
	2 開発行為等の規制に関すること。	1 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づき、開発行為（面積		1 同法第29条第1項又は第2項の規定に基づき、開発行為（面積が5万	1 同法第29条第1項又は第2項の規定に基づき、開発行為（面積が5万平方メートル		

		<p>が10万平方メートル以上のものに限る。)を許可すること。</p>		<p>平方メートル以上10万平方メートル未満のものに限る。)を許可すること。</p> <p>2 同法第35条の2第1項の規定により、開発許可(面積が5万平方メートル以上のものに限る。)に係る事項の変更許可をすること。</p> <p>3 同法第36条第2項の規定に基づき、工事(開発許可を受けた面積が5万平方メートル以上の開発行為に関するものに限る。)の完了の検査を行い、検</p>	<p>未満のもので、開発審査会の議に係るものに限る。)を許可すること。</p> <p>2 同法第35条の2第1項の規定により、開発許可(面積が5万平方メートル未満のもので、開発審査会の議に係るものに限る。)に係る事項の変更許可をすること。</p> <p>3 同法第35条の2第3項の規定により、開発許可(面積が5万平方メートル以上のもの又は開発審査会の議に係るものに限る。)に係る事項の軽微な変更の届</p>			
--	--	-------------------------------------	--	--	--	--	--	--

					<p>査済証を交付すること。</p> <p>4 同法第37条の規定に基づき、工事完了公告前築の建築（開発許可を受けた面積が5万平方メートル以上の開発区域内のものに限る。）を承認すること。</p> <p>5 同法第41条及び第42条の規定に基づき、建築（開発許可を受けた面積が5万平方メートル以上の開発区域内のものに限る。）を許可すること。</p> <p>6 同法第45条の規定に基づき、開発許可</p>	<p>出を受理すること。</p> <p>4 同法第36条第2項の規定に基づき、工事（開発許可（開発審査会の議に係るものに限る。）を受けた面積が5万平方メートル未満の開発行為に関するものに限る。）の完了の検査を行い、検査済証を交付すること。</p> <p>5 同法第36条第3項の規定に基づき、工事（開発許可を受けた面積が5万平方メートル未満の開発行為に関するものに限る。）が完了した旨を公告すること。</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--	--

					<p>(面積が5万平方メートル以上のものに限る。)に基づく地位の承継を承認すること。</p> <p>7 同法第81条の規定に基づき、監督処分を行うこと。</p>	<p>6 同法第37条の規定に基づき、工事完了公告前の建築(開発許可(開発審査会の議に係るものに限る。))を受けた面積が5万平方メートル未満の開発区域内のものに限る。)を承認すること。</p> <p>7 同法第41条及び第42条の規定に基づき、建築(開発許可(開発審査会の議に係るものに限る。))を受けた面積が5万平方メートル未満の開発区域内のものに限る。)を許可すること。</p> <p>8 同法第43条</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

				<p>の規定に基づく建築等の許可（開発審査会の議に係るものに限る。）をすること。</p> <p>9 同法第45条の規定に基づき、開発許可（開発審査会の議に係るもので、面積が5万平方メートル未満のものに限る。）に基づく地位の承継を承認すること。</p>	
3 宅地造成等の規制に関すること。	<p>1 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条の規定に基づき、宅地造成工事規制区域を指定すること。</p> <p>2 同法第8条第1項の規定</p>		<p>1 同法第8条第1項の規定に基づき、宅地造成に関する工事（造成面積5万平方メートル以上10万平方メートル未満のもの）を許可す</p>	<p>1 同法第18条の規定に基づき、工事の状況について報告を徴取すること。</p>	



		<p>に基づき、宅地造成に関する工事（造成面積10万平方メートル以上のもの）を許可すること。</p> <p>3 同法第12条第1項の規定に基づき、工事（造成面積10万平方メートル以上のもの）の計画を変更しようとするときの許可をすること。</p> <p>4 同法第14条第5項の規定に基づく宅地造成に伴う災害防除工事の代執行に関すること。</p> <p>5 同法第20条の規定に基づき、造</p>		<p>と。</p> <p>2 同法第12条第1項の規定に基づき、工事（造成面積5万平方メートル以上10万平方メートル未満のもの）の計画を変更しようとするときの許可をすること。</p> <p>3 同法第12条第2項の規定に基づき、工事（造成面積5万平方メートル以上のもの）の計画の軽微な変更をしたときの届出を受けること。</p> <p>4 同法第13条の規定に基づき、工事（造成面積5万平方メー</p>				
--	--	---	--	--	--	--	--	--

		成宅地 防災区 域を指 定又は 指定を 解除す ること。		トル以 上のも の) 完 了の検 査を行 い、検 査を交 付すこ と。 5 同法 第14条 の規定 に基づ き、監 督処分 (同条 第5項 の代執 行を除 く。)を すること。 6 同法 第15条 の規定 に基づ き、工 事等 (造成 面積5 万平方 メートル 以上の もの)の 届出を 受理す ること。 7 同法 第17条 の規定 に基づ き、改 善命令 (同条 第3項 の規定 により 準用さ れる第 14条第 5項の 代執行			
--	--	--	--	---	--	--	--

					<p>を除く。)をすること。</p> <p>8 同法第18条第1項の規定に基づき、宅地造成に関する工事の状況を検査すること。</p> <p>9 同法第22条の規定に基づき、改善命令(同条第3項の規定により準用される第14条第5項の代執行を除く。)をすること。</p> <p>10 同法第23条の規定により準用される第19条の規定に基づき、造成宅地防災区域内の造成宅地の状況を検査すること。</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

<p>4 優良宅地に関すること。</p>						
<p>5 宅地建物取引業審議会及び開発審査会に関すること。</p>						
<p>6 不動産特定共同事業に関すること。</p>			<p>1 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第3条第1項の規定に基づく不動産特定共同事業の許可に関すること。                  2 同法第36条の規定に基づき、許可を取り消すこと。                  3 同法第34条及び第35条の規定に基づき、指示及び業務の停止を命ずること。                  4 同法第37条の規定に基づき、業務管理者の解</p>	<p>1 同法第10条の規定に基づく不動産特定共同事業の変更の届出を受理すること。                  2 同法第39条の規定に基づき、指導、助言及び勧告をすること。                  3 同法第40条第1項の規定に基づく報告及び立入検査に関すること。</p>		

			命を 任ず ること。			
		7 アート ポリス及 び建築の ユニバー サルデザ インに関 すること。				
		8 建築に 関すること（建築 物安全推 進室の分 掌事務を 除く。）。	1 高齢 者、障 害者等 の移動 等の円 滑化の 促進に 関する 法律 （平成 18年法 律第91 号）第 15条の 規定に 基づ き、基 準適合 命令又 は措置 は要請 をす ること。 2 同法 第21条 の規定 に基づ き、改 善命令 をす ること。 3 同法 第22条 の規定 に基づ き、計 画の認 定を取 り消す こと。			

<p>9 建築物安全推進室に関すること。</p>						
<p>(1) 建築に関すること。</p>	<p>1 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、区域の指定をすること。                  2 同法第 22 条第 2 項の規定に基づき、区域の指定をすること。                  3 同法第 84 条の規定に基づく被災市街地の建築の禁止又は制限に関すること。                  4 同法第 85 条第 1 項の規定に基づき、非常災害の発生した区域等の指定をすること。</p>		<p>1 同法に基づき、建築物の建築を許可すること。                  2 同法第 6 条第 5 項、第 6 条の 2 第 3 項及び第 18 条第 4 項の規定に基づく構造計算適合性判定に関すること。                  3 同法第 9 条に基づく違反建築物に対する措置命令に関すること。                  4 同法第 10 条の規定に基づき、保安上危険である建築物に対する措置命令をすること。                  5 同法第 11 条の規定に基づ</p>	<p>1 建築基準法第 55 条第 2 項の規定に基づき、第一種低層住居専用地域内又は第二種低層住宅専用地域内における建築物等に対する高さの制限の緩和を認可すること。                  2 同法第 86 条第 8 項及び第 86 条の 2 第 6 項の規定に基づき、一団地認定に関する公告をすること。                  3 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の規定に基づき、道路の位置を指定した旨</p>		

					き、市 町議 会 の 同 意 を 得 た 建 築 物 に 対 し 措 置 命 令 を す る こ と。 6 同法 第14条 の 規 定 に 基 づ き、 勸 告、 助 言 又 は 援 助 を す る こ と。 7 同法 第17条 第3項 の 規 定 に 基 づ く 特 定 行 政 庁 に 対 す る 監 督 に 関 す る こ と。 8 同法 第42条 第1項 第4号 の 規 定 に 基 づ き、 道 路 を 指 定 す る こ と。 9 同法 第42条 第3項 の 規 定 に 基 づ き、 水 平 距 離 を 指 定 す る こ と。 10 同法 第45条 の 規 定	を 公 告 す る こ と。 4 建 築 統 計 に 関 す る こ と。		
--	--	--	--	--	--	---	--	--

に基づき、私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限をすること。

11 同法第46条の規定に基づく壁面線の設定に関すること。

12 同法第68条の7の規定に基づき、予定道路の指定をすること。

13 同法第90条の2の規定に基づき、工事中の特殊建築物に対し措置命令をすること。

14 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条第3項の規定



				<p>に基づき、公表をすること。</p> <p>15 同法第11条の規定に基づき、改善を命ずること。</p> <p>16 同法第12条の規定に基づき、計画の認定を取り消すこと。</p>		
	(2) 建築士に関すること。			<p>1 建築士法（昭和25年法律第202号）第9条の規定に基づき、2級建築士及び木造建築士の免許を取り消すこと。</p> <p>2 同法第10条第1項の規定に基づき、戒告、業務の停止又は免許の取消しをすること。</p> <p>3 同法第13条の規定</p>	<p>1 同法第5条の規定に基づく2級建築士及び木造建築士の免許に関すること。</p> <p>2 同法第23条の3第1項の規定に基づく建築士事務所の登録に関すること。</p> <p>3 同法第26条の2第1項の規定に基づく報告及び立入検査に関すること。</p>	

				に基 づ き、2級 建 築 士 建 試 験 及 び 木 造 士 建 試 験 を 実 施 す る こ と。 4 同法 第26条 第2項 の規 定に 基 づ き、建 築 士 事 務 所 の 開 設 者 に 対 し て 戒 告 を 与 え、又 は建 築 士 事 務 所 の 閉 鎖 命 令 を 行 い、若 し は登 録を 消 取 す こ と。			
	(3) 建 築 物 の 安 全 確 保 対 策 に 関 す る こ と。						
	(4) 市 街 地 再 開 発 事 業 に 関 す る こ と（公 共 施 設 の 整 備 を 含 ま な い 市 街 地 再 開 発 事 業 を 施 行 す る	1 都 市 再 開 発 法 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 組 合 の 設 立 を 認 可 す る こ と。 2 同 法 第 16 条		1 同 法 第 38 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 定 款 又 は 計 画 の 変 更 を 認 可 す る こ と。 2 同 法 第 41 条	1 同 法 第 16 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 施 行 地 区 と な き 区 域 を 管 轄 す る 市 町 村 長 に 事 業 計 画 を 公		

		<p>組合に限る。)</p> <p>第3項の規定に基づき、意見書を審査し、認可を申請した者に対し事業計画に必要な修正を加えることを命じ、又は意見に係る意見採択する必要を認め意見を提出した者に通知すること。</p> <p>3 同法第98条の規定に基づき、土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の代行及び執行をすること。</p> <p>4 同法第112条の規定に基づき、組合の事業を開始</p>		<p>第3項の規定に基づき、組合の徴収する賦課金滞納処分を認可すること。</p> <p>3 同法第45条第4項の規定に基づき、組合の解散を認可すること。</p> <p>4 同法第49条の規定に基づき、組合の決算報告を承認すること。</p> <p>5 同法第60条第1項の規定に基づき、他人の占有する土地に測量等のために入り、又は立ち入りを許可すること。</p> <p>6 同法第61条第1項の規定に基づ</p>	<p>衆の縦覧に供させること(同法第38条第2項の規定において準用する場合を含む。)</p> <p>2 同法第19条に基づき、組合の認可を公告すること。</p> <p>3 同法第28条第1項及び第2項の規定に基づき、理事長の氏名及び住所の届出を受理し、公告すること。</p> <p>4 同法第117条に基づき、事業終了の公告をすること。</p>		
--	--	---	--	---	--	--	--

			<p>定すること。  5 同法第114条の規定に基づき、市町村长と協議して当該市町村長を事業者に定めると。</p>		<p>き、障害物の伐除及び土地掘等について許可すること。  7 同法第66条第1項の規定に基づき、土地の形質の変更又は建築物その他工作物の新築等を許可すること。  8 同法第72条第1項の規定に基づき、組合の権利変換計画を認可すること。  9 同法第124条の規定に基づき、組合に対し、報告等の提出を求め、又は若しくは命ずること。</p>			
--	--	--	---	--	---	--	--	--

			10 同法 第125 条の規 定に基 づき、 組合を 監督す ること。 11 同法 第133 条の規 定に基 づき、 組合の 管理規 約を認 可す ること。			
	(5) 優 良住宅 に關す ること。					
	(6) が け地近 接等危 険住宅 移転事 業に關 すること。					
	(7) エ ネルギー の使 用の合 理化に 關する 法律 (昭和 54年法 律第49 号)の 施行に 關する こと (建築 物に關 すること に限 る。)			1 同法 第75条 第3項 の規定 に基 づく公 表を す ること。		
	(8) 建 設工事 に係る 資材の			1 同施 行令第 15条の 規定に		

<p>再資源化等に関する法律に基づく分別解体等（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成12年政令第495号）第2条第1項第1号から第3号に該当するもの。）の実施に関すること。</p>			<p>基づく分別解体等の方法の変更その他必要な措置に関すること。</p>			
<p>(9) マンションの建替の円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）の施行に関すること。</p>			<p>1 同法第9条第1項の規定に基づき、組合の設立を認可すること。 2 同法第11条第3項の規定に基づき、意見書を審査し、事業計画の修正を命ずること又は意</p>	<p>1 同法第11条第1項の規定に基づき、施行マンションの所在地の市町村長に事業計画を公衆の縦覧に供させること。 2 同法第14条第1項の規定に基づき、組合の認可を</p>		

				見を採 扱すべ きでな い旨を 通知す ること。	公告す ること。 3 同法 第25条 第2項の 規定に 基づき、 理事長 の氏名 等を公 告する こと。 4 同法 第38条 第6項の 規定に 基づき、 組合の 設立の 認可又 は組合 の設立 の認可 の取消 しを公 告する こと。 5 同法 第51条 第7項の 規定に 基づき、 変動が あった 施行者 の氏名 等を公 告する こと。		
	(10) 熊本県 地球温 暖化の 防止に 関する 条例の 施行に 関する こと (建築 物に関 するこ とに限 る。)			1 同条 例第52 条の規 定に基 づく公 表を行 うこと。	1 同条 例第35 条の規 定に基 づく公 表を行 うこと。		

	(11) 建築審査会及び建築士審査会に関すること。						
	10 建築住宅局長に関すること。						
営繕課	1 営繕工事及び設備工事の発注、監理並びに技術協力に関すること。						
住宅課	1 住宅及び住環境に関すること。	1 住宅に関する基本計画を策定すること。		1 住生活基本法（平成18年法律第61号）第17条第3項の規定により、市町村に協議すること及び地域住宅協議会の意見を聴取すること。 2 同法第17条第4項の規定により、国土交通大臣に協議すること。 3 同法第17条第7項			



				<p>の規定により、計画を公表すること及び国土交通大臣に報告すること。</p> <p>4 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備に関する特別措置法（平成 17 年法律第 79 号）第 6 条の規定による地域住宅計画の決定に関すること。</p> <p>5 住宅街地盤整備事業計画の決定に関すること。</p>			
	2 公営住宅に関すること。	<p>1 県営住宅の譲渡処分に関すること。</p> <p>2 県営住宅の明渡しの調停及び訴訟に関</p>		<p>1 県営住宅の入居者の募集及び決定に関すること。</p> <p>2 県営住宅の家賃及び敷</p>	<p>1 県営住宅の模様替え等を承認すること。</p> <p>2 県営住宅の用途変更を承認すること。</p>		

		すること。		の決定及び減免又は徴収猶予に関すること。 3 県営住宅入居者の明渡しを請求すること。		
	3 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関すること。				1 独立行政法人住宅金融支援機構の受託の実施すること。	
	4 住宅地区改良に関すること。			1 住宅改良地区を指定すること。 2 同法第9条の規定により建築行為の制限の許可、移転又は除却命令をすること。		
	5 住宅供給公社の他住宅関係団体に関すること。	1 貸家組合法（昭和16年法律第47号）に基づく貸家組合の解散に関すること。		1 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第27条の規定により事業計画及び資金計画を承		

			認すること。 2 同法第41条の規定により監督命令をすること。			
6 農地所有者等賃貸住宅に関すること。	1 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和46年法律第32号）第9条の規定による承認をすること。		1 同法第10条の規定により報告の徴収及び立入検査をすること。			
7 特定優良賃貸住宅に関すること。			1 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第3条の規定による供給計画の認定に関すること。 2 同法第5条の規定による供給計画の変更に 3 同法			

			<p>第9条の規定による地位の承継に関すること。                  4 同法第10条の規定による改善命令に関すること。                  5 同法第11条の規定による供給計画の認定の取消しに関すること。</p>			
8 高齢者の居住の安定確保に関すること。		<p>1 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第3条の2の規定による高齢者居住安定確保計画の策定に関すること。</p>	<p>1 同法第30条の規定による供給計画の認定に関すること。                  2 同法第33条の規定による供給計画の変更に関すること。                  3 同法第38条の規定による地位の承継に関すること。                  4 同法第39条の規定による</p>			

				改善命 令に関 すること。 5 同法 第40条 の規定 による 供給計 画の認 定の取 消しに 関する こと。			
			9 住宅の 品質確保 の促進等 に関する こと。				
			10 マンシ ョンの管 理の適正 化の推進 に関する こと。				
			11 長期優 良住宅の 普及の促 進等に関 する法律 (平成20 年法律第 87号)に 関すること。	1 同法 第13条 の規定 による 改善命 令に関 すること。 2 同法 第14条 の規定 による 計画の 認定の 取消し に関す ること。	1 同法 第5条の 規定に よる長 期優良 住宅建 築等計 画の認 定に関 すること。 2 同法 第8条及 び第9条 の規定 による 認定を 受けた 長期優 良住宅 建築等 計画の 変更に 関する こと。 3 同法 第10条 の規定 による 地位の		

					承継に関する こと。	
--	--	--	--	--	---------------	--

別表第4を次のように改める。

部	局	課	担当課長補佐(主幹・参事)専決事項
総務部		人事課	1 履歴事項の証明(人事課備付けの履歴書により証明できるものに限る。)をすること。 2 特別休暇(熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年熊本県人事委員会規則第2号)第13条の表24の項に規定する場合及び国民体育大会、県民体育大会等へ参加する場合における休暇に限る。)を承認すること。 3 職員記章の交付をすること。 4 給与基本資料報告をすること。
	市町村局	市町村行政課	1 市町村職員研修生の市町村からの給料月額等の異動に伴う報告の受理並びに各所属長に対する通知をすること。 2 行政書士法(昭和26年法律第4号)第17条第1項及び熊本県行政書士法施行細則(昭和47年熊本県規則第73号)第5条第1項の規定による行政書士会からの報告の受理に関すること。
健康福祉部	子ども・障がい福祉局	子ども家庭福祉課	1 児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第6条第1項の住所変更の届出の受理及び同条の支給機関変更の届出の受理に関すること。
		障がい者支援課	1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和39年厚生省令第38号)第6条の規定による住所変更の届出の受理及び同規則第7条の規定による支払方法変更の届出の受理に関すること。
	健康局	医療政策課	1 歯科技工士国家試験の合格証明書の交付に関すること。 2 診療エックス線技師籍の訂正及び登録の消除並びに診療エックス線技師免許証の再交付、書換え交付及び返納に関すること。 3 准看護師籍の訂正及び登録の抹消、准看護師免許証の再交付、書換え交付及び返納、准看護師試験の合格証明書の交付並びに准看護師の再教育研修修了登録証の再交付、書換え交付及び返納に関すること。
		健康づくり推進課	1 栄養士及び調理師の名簿の訂正、免許証の書換交付及び試験合格証明書の交付に関すること。
	薬務衛生課	1 クリーニング業法施行令(昭和28年政令第233号)第1条第2項の規定による免許証の訂正交付に関すること。	
商工観光労働部	商工労働局	商工振興金融課	1 貸付金の残高証明に関すること。 2 中小企業振興資金特別会計の伝票振出に関すること。
土木部		監理課	1 建設業者の許可事項の証明及び許可簿の閲覧に関すること。 2 浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付及び閲覧に関すること。
	道路都市局	道路整備課	1 道路台帳の閲覧に関すること。
		道路保全課	1 軽易な道路の通行禁止及び制限の報告に関すること。
		下水環境課	1 流域下水道台帳の閲覧に関すること。
	河川港湾局	河川課	1 河川台帳閲覧に関すること。 2 海岸保全区域台帳の閲覧に関すること。
建築	建築課	1 2級建築士、木造建築士及び建築士事務所の登録証明並びに宅地	

住宅局		建物取引主任者証の交付証明に関すること。 2 宅地建物取引業の免許の基準等に関する調査事項について市町村等に対し照会をすること。 3 建築確認の申請に関する図書及び宅地建物取引業者名簿等並びに開発登録簿の写しの交付及び閲覧に関すること。
	住宅課	1 県営住宅入居証明及び家賃証明に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(熊本県環境立県推進室設置規程等の廃止)

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 熊本県環境立県推進室設置規程（平成12年熊本県訓令第40号）
- (2) 熊本県新幹線・並行在来線対策室設置規程（平成13年熊本県訓令第33号）
- (3) 熊本県公共関与推進室設置規程（平成15年熊本県訓令第34号）
- (4) 熊本県子ども家庭福祉室設置規程（平成18年熊本県訓令第29号）
- (5) 熊本県国保・高齢者医療室設置規程（平成18年熊本県訓令第30号）
- (6) 熊本県技術管理室設置規程（平成18年熊本県訓令第36号）
- (7) 熊本県農村環境室設置規程（平成18年熊本県訓令第37号）
- (8) 熊本県営繕室設置規程（平成18年熊本県訓令第40号）
- (9) 熊本県消費生活センター設置規程（平成20年熊本県訓令第35号）
- (10) 熊本県庁処務規程に定める専決事項の特例に関する規程（平成22年熊本県訓令第40号）

(経過措置)

3 この訓令の施行の際現に次の表の旧欄に掲げる部・局・課（室・センター）に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、それぞれ同表新欄に掲げる部・局・課（センター）に勤務を命ぜられたものとする。

旧			新		
部	局	課(室・センター)	部	局	課(センター)
総務部		県政情報文書課	総務部	文書私学局	県政情報文書課
		私学振興課			私学振興課
		総務事務センター		総務税務局	総務事務センター
		管財課			管財課
		税務課			税務課
企画振興部		地域振興課	企画振興部	地域・文化振興局	地域振興課
		文化企画課			文化企画課
		川辺川ダム総合対策課		交通政策・情報局	川辺川ダム総合対策課
		情報企画課			情報企画課
健康福祉部		社会福祉課	健康福祉部	長寿社会局	社会福祉課
		健康づくり推進課		健康局	健康づくり推進課
		薬務衛生課			薬務衛生課
		ねんりんピック推進室		ねんりんピック推進局	ねんりんピック推進課
環境生活部		環境保全課	環境生活部	環境局	環境保全課
		自然保護課			自然保護課
		廃棄物対策課			廃棄物対策課
		人権同和政策課	県民生活局	人権同和政策課	
商工観光労働部	新産業振興局	新エネルギー産業振興室	商工観光労働部	新産業振興局	新エネルギー産業振興課
農林水	農業振	農地・農業振興課	農林水	経営局	農地・農業振興課

産部	興局	担い手・企業参入支援課	産部		担い手・企業参入支援課
		農産物流通企画課			流通企画課
		農業技術課		生産局	農業技術課
		農産課			農産課
		園芸課			園芸課
		畜産課			畜産課
		農村計画・技術管理課		農村振興局	農村計画課
		農村整備課			農地整備課
		森林整備課		森林局	森林整備課
		林業振興課			林業振興課
		森林保全課		森林保全課	
		水産振興課		水産局	水産振興課
		漁港漁場整備課			漁港漁場整備課
		土木部			道路整備課
道路保全課	道路保全課				
都市計画課	都市計画課				
下水環境課	下水環境課				
河川課	河川港湾局		河川課		
港湾課			港湾課		
砂防課			砂防課		
建築課	建築住宅局		建築課		
住宅課			住宅課		

4 この訓令の施行の際現に次の表の旧欄に掲げる部・局・課に兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、それぞれ同表新欄に掲げる部・局・課に兼務を命ぜられたものとする。

旧			新		
部	局	課	部	局	課
企画振興部		地域振興課	企画振興部	地域・文化振興局	地域振興課
		川辺川ダム総合対策課			川辺川ダム総合対策課
		統計調査課		交通政策・情報局	統計調査課
環境生活部		環境保全課	環境生活部	環境局	環境保全課
		自然保護課			自然保護課
		廃棄物対策課			廃棄物対策課
農林水産部	農業振興局	農産物流通企画課	農林水産部	経営局	流通企画課
		園芸課		生産局	園芸課
		畜産課			畜産課
		農村計画・技術管理課		農村振興局	農村計画課
		林業振興課		森林局	林業振興課
		水産振興課		水産局	水産振興課
		漁港漁場整備課			漁港漁場整備課
土木部		道路整備課	土木部	道路都市局	道路整備課
		河川課		河川港	河川課



	港湾課		湾局	港湾課
	砂防課			砂防課
	建築課		建築住宅局	建築課

5 この訓令の施行の際現に次の表の旧欄に掲げる職又は職務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、それぞれ同表の新欄に掲げる職又は職務を命ぜられたものとする。

旧		新	
部(公室)	職又は職務	部(公室)	職又は職務
知事公室	首席総務審議員	知事公室	首席審議員
	政策審議員		審議員
	総務審議員		
総務部	首席総務審議員	総務部	首席審議員
	総務審議員		審議員
企画振興部	政策審議員	企画振興部	審議員
	統計審議員		
健康福祉部	首席医療審議員	健康福祉部	首席審議員
	健康福祉審議員		審議員
環境生活部	首席環境生活審議員	環境生活部	首席審議員
	環境生活審議員		審議員
商工観光労働部	首席観光審議員	商工観光労働部	首席審議員
	商工審議員		審議員
	企業立地審議員		
	観光審議員		
	労政審議員		
農林水産部	首席農林水産審議員	農林水産部	首席審議員
	農林水産審議員		審議員
土木部	首席土木審議員	土木部	首席審議員
	土木審議員		審議員
	建築審議員		